

第1 審査会の結論

広島県知事（以下「実施機関」という。）が本件異議申立ての対象となった行政文書について、不存在であることを理由に不開示とした決定は、妥当である。

第2 異議申立てに至る経過

1 開示の請求

異議申立人は、平成19年6月24日、広島県情報公開条例（平成13年広島県条例第5号。以下「条例」という。）第6条の規定により、実施機関に対し、平成18年6月20日付け「行政文書開示請求書の補正について（通知）」（以下「本件補正通知」という。）に記載された内容のうち、「①これまであなたが開示請求をしながら、閲覧に来られていない開示文書が膨大な量に上っています（下線部を以下「本件記述1」という。）、②今回も閲覧を希望されていますが、閲覧する意思がないにもかかわらず大量請求を行う（下線部を以下「本件記述2」という。）のであれば、③県政の停滞・混乱を目的とした情報公開条例の目的を逸脱する不適正な請求であるとみなします（下線部を以下「本件記述3」という。）ので、④注意してください（下線部を以下「本件記述4」といい、本件記述1、本件記述2、本件記述3及び本件記述4を総称して「本件記述」という。）の4つの記述について、当該記述をする根拠となった具体的事実や法令などを確認した記録が記載されている行政文書（以下「本件請求文書」という。）の開示の請求（以下「本件請求」という。）をした。

2 本件請求に対する決定

実施機関は、本件請求文書について、作成又は取得していないため、不存在を理由とする行政文書不開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、平成19年7月9日付けで異議申立人に通知した。

3 異議申立て

異議申立人は、平成19年7月16日、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号。平成26年法律第68号による改正前のもの）第6条の規定により、実施機関に対し異議申立てを行った。

第3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

本件処分を取り消し、本件請求文書を開示するよう求める。

2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書及び意見書で主張している本件異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

実施機関は、本件記述1、本件記述2、本件記述3及び本件記述4のいずれについても、その根拠となった事実及び法令などを確認した記録を作成又は保存していないという不当な処分を強行したものである。

開示請求の対象とした「本件記述の根拠となった具体的な事実及び法令などを確認した記録が記載されている行政文書」は必ず存在すると思料されることから、開示請求の対象とした文書を適正に開示するよう要求する。

開示決定等の通知書には、「開示の日時」の欄があり、そこには「平成〇年〇月〇日午前10時以後」とだけ記載されており、閲覧の最終期限は全く明示されていない。また、本件補正通知に記載された「約2年間…閲覧せず」とされたうちの最も古い開示決定等の通知書は平成16年11月2日付け東広建竹第203号であるが、当該通知書は実施機関の誤認により開示決定等が約10か月遅延したものであり、開示請求者の都合がよい時期に閲覧できない事態を招いた実施機関の職員の責任には全く触れていない。さらには、閲覧期間の制限がない（明示がないことを含む。）にもかかわらず、かつ、上記の最も古い開示決定等の通知書を対象としてもわずか1年6か月しか経過していないのに、一方的に約2年間という表現をもって、閲覧する意思がないという推認を正当化するために誇張しようと画策したものであり、当該行政手法に対して抗議する。

担当部署の職員が個人の裁量で作成したのならともかく、公文書に本件記述3の威圧的な表現を明記するに至った事実からみて、開示請求の対象とした文書は当然に存在すると思料されるため、開示請求の対象とした文書を適正に開示するよう要求する。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が、理由説明書で説明する本件処分を行った理由は、おおむね次のとおりである。

(1) 本件補正通知及び本件記述について

異議申立人は、平成18年6月11日付けで、知事部局のうち当時の出納長室を除く全ての職員に係る広島県庁への出張に関する記録を対象とした開示請求（以下「別件開示請求」という。）を行った。

この別件開示請求に対して、当機関は、条例第6条第1項第2号に規定する開示請求しようとする行政文書の特定に不備があるとして、対象職員の範囲等を限定するなどにより、対象となる行政文書を特定するよう本件補正通知を行った。

また、異議申立人は、ほぼ毎週のように開示請求を行っていながら、約2年間、開示決定又は部分開示決定を受けた文書を閲覧せず、開示請求を行いながら閲覧することができない特段の理由や閲覧が可能な時期などについて当機関に連絡・相談が全くなかったことから、本件補正通知において、「これまであなたが開示請求をしながら、閲覧に来られていない開示文書が膨大な量に上っています。今回も閲覧を希望されていますが、閲覧する意思がないにもかかわらず大量請求を行うのであれば、県政の停滞・混乱を目的とした情報公開条例

の目的を逸脱する不適正な請求であるとみなしますので、注意してください。」と記載し、当初から閲覧する意思もなく開示請求を行っているのであれば、そのような請求は条例の目的を逸脱した開示請求とみなすことがあるとの注意喚起を行った。

(2) 本件請求文書が存在しないことについて

本件記載内容のうち、本件記述1についてであるが、上記(1)で述べたように、異議申立人は、毎週のように開示請求を行いながら、約2年間にわたって開示対象となった文書の閲覧を行っていなかったことから、当時、これらの文書が当機関内に積み上げられていた。

この記述は、当該事実を指摘したに過ぎず、このように明らかな事実を記述することについて本件補正通知の起案に記載することや、別に文書を作成する必要はなかった。

次に、本件記述2、本件記述3及び本件記述4についてであるが、前述のとおり、異議申立人は、約2年間にわたって開示対象となった文書の閲覧を行っていなかったことから、条例の主管室として、文書の閲覧について注意喚起を行ったものである。

異議申立人が、毎週のように開示請求を行いながら開示対象となった文書を約2年間閲覧せず、閲覧時期等について当機関に連絡をしていなかったことは事実であり、異議申立人の真意は別として、閲覧する意思がないにもかかわらず毎週のように開示請求を行うことは、条例の目的を逸脱する不適正な請求であることは明らかであるから、このように注意喚起を記述することについて本件補正通知の起案に記載したり、別に文書を作成する必要はなかった。

したがって、本件請求文書は存在しないものである。

第5 審査会の判断

1 本件請求について

本件請求は、異議申立人による別件開示請求において、開示請求しようとする行政文書の特定に不備があるとして、その補正のために実施機関が異議申立人に送付した本件補正通知の記述について、その根拠となる具体的な事実及び法令などを確認した記録が記載された文書の開示を求めるものである。

実施機関は、本件請求文書を作成又は取得していないため、不存在を理由とする本件処分を行い、これに対して異議申立人は、本件請求文書は当然存在するはずである旨主張していることから、以下、その存否について検討する。

2 本件処分の妥当性について

実施機関によれば、本件記述1は、異議申立人が毎週のように開示請求を行いながら、約2年間、開示対象となった文書を閲覧していないという事実（以下「本件事実」という。）をそのまま指摘したものであり、また、本件記述2から本件記述4までは、本件事実から異議申立人の開示請求は条例の目的を逸脱する不適正な請求であると認められることから、条例の主管部署として注意喚起を行

うために本件補正通知に記載した旨説明する。また、当該注意喚起に係る記述を本件補正通知に記載することについて、本件補正通知の起案文書に記載したり、別に文書を作成する必要は認められないことから、本件請求文書は存在しないということであった。

そこで、本件記述についてみると、本件記述1については、実施機関にとって現認できる事実であり、このことを指摘するために、改めて根拠となる具体的事実や法令等を確認する必要はないという実施機関の説明に、不合理な点は認められない。

また、本件記述2から本件記述4までに関して、実施機関は、異議申立人は閲覧する意思がないにもかかわらず、開示請求を繰り返していると考えられたため、これらの注意喚起を行うこととした旨説明する。

条例第4条は、利用者の責務について「この条例の定めるところにより行政文書の開示を請求しようとするものは、この条例の目的に即し、適正な請求をするとともに、行政文書の開示を受けたときは、これによって得た情報を適切に使用しなければならない。」と規定している。この「適正な請求をする」とは、実施機関の条例の解釈運用基準（平成13年3月29日制定。以下「解釈運用基準」という。）によれば、条例の目的に沿った開示請求を行うよう努めること、行政執行に著しい支障を及ぼすような開示請求を行うことのないよう努めること、開示を受ける意思のない開示請求を行うことのないように努めること及び開示を求める行政文書を特定するために実施機関に協力するよう努めることなどと解されている。そうすると、異議申立人の開示請求は、本件事実及び異議申立人が閲覧できない理由や閲覧可能な時期などについて実施機関に連絡や相談等していなかった事実を踏まえれば、少なくとも外形的には、条例や解釈運用基準の規定に照らして不適正な請求であると判断され、このことについて注意喚起を行うこととしたという実施機関の判断は不合理なものとはいえず、この注意喚起を行うために、改めてその根拠となる具体的事実や法令等を確認する必要はないという実施機関の説明にも、不自然な点は認められない。

なお、本件記述を本件補正通知に記載するに当たり、閲覧していない正確な期間等の具体的事実や「不適正な請求」と認められる根拠法令等を改めて確認することがないとはいえないが、そのような確認等を行っていれば、本件補正通知の起案文書に記載されるものと思われるため、当審査会で当該起案文書を見分したところ、これらの記載はなかった。

また、本件補正通知の起案文書以外に、確認等行ったことについて記載されている文書が存在する可能性も否定できないため、実施機関に、異議申立てに係る文書が保存されているファイル等を探索させたが、該当する文書はないということであった。

以上のことから、実施機関が、本件請求文書を作成又は取得していないため、これを不存在として本件処分を行ったことは妥当である。

3 異議申立人のその他の主張について

異議申立人はその他種々主張するが、いずれも上記判断を左右するものではない。

4 結論

よって、当審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別記のとおりである。

別 記

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
19. 7. 26	<ul style="list-style-type: none"> ・ 諮問を受けた。
20. 2. 27	<ul style="list-style-type: none"> ・ 実施機関に理由説明書の提出を要求した。
20. 9. 2	<ul style="list-style-type: none"> ・ 実施機関から理由説明書を収受した。
20. 9. 8	<ul style="list-style-type: none"> ・ 異議申立人に理由説明書の写しを送付した。 ・ 異議申立人に意見書の提出を要求した。
22. 5. 12	<ul style="list-style-type: none"> ・ 異議申立人から意見書を収受した。
30. 4. 23 (平成30年度第1回第1部会)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 諮問の審議を行った。
30. 5. 28 (平成30年度第2回第1部会)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 諮問の審議を行った。

参 考

答申に関与した委員（五十音順）

井 上 嘉 仁	広島大学大学院准教授
松 本 亮 （ 部 会 長 ）	弁護士
横 山 美 栄 子	広島大学教授